1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課(室)名	県民環境部 管理局	男女参画課					
担 当 職 員 数	8	名	(専任	8	名、兼任	0	名)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名	名 称 愛媛県男女共同参画技					ī推進:	本部						
設置	置年月	月日	• ħ	艮拠	平成	12	年	4	月	1	日	根拠:	愛媛県男女共同参画推進本部規定(訓令設置)
長	の	í	足	職	副知	事							

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称	愛媛	愛媛県男女共同参画会議										
設	置	年	月	日	平成	14	年	4	月	1	H					
構		成		員				15	5	名	(女性	10	名 、男性	5	名)	

4 男女共同参画に関する計画

	計画期間								平成	13	年	5	月~	23	年	3	月
名	称	愛媛	景県男	女共同	司参画	i計画~	- パートナーシ	ップえて	ンめ21~	•	₩Ψ	成18	年3月中	間改定	2		
改定・見直しの	D予定時期	平成	23	年	3	月	日		← 未定の	場合は	Oをつ	けてく	ださい。				

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名		称	愛娘	景県男	女共同	司参画	推進	条例			
	公	布	日	平成	14	年	3	月	26	日		
	施	行	日	平成	14	年	4	月	1	日(一部14	4年10月1日)	
	改	正	日	平成	16	年	12	月	24	日		
	改	正 内	容		条第2 (めた。		第10条	第1項	頁、第	18条、第19条	第2項中『市町村	」を「市町」
	改正	が予定されて	ている場合	合、改正	予定時	期:		平成		年	月	
無の場合	制定	制定等について検討中(あれば、具体的に)										
※ どちらかに〇を つけてください。	特に	検討していた	il v									

調査時点コード 1 平成21年4月1日 2 平成21年5月1日 3 その他:平成 年 月 日

6 審議会等委員への女性の登用

	目	標	値	22 年度まで 40 % 年度まで % 年度まで	%
	根		拠	愛媛県男女共同参画計画~パートナーシップえひめ21~	
対	象となる	審議会等	等の範囲	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会・委員会等(地方自治法第180条の5に基づく委会等、行政機関または団体相互の連絡調整を目的とするものを除く。)	員
E	目標の対	象である	審議会等	調査時点コード 1 委員会等数 (118) うち女性委員を含む審議会等数 (118)
1:	こおける	登用状況		延総委員等数 (1,271) 延女性委員等数 (520) 女性比率 (40.9)	
	うち法律	または政	令に基づく	調査時点コード 1 委員会等数 (28) うち女性委員を含む審議会等数 (28)
	審議会	等における	登用状況	延総委員等数 (349) 延女性委員等数 (131) 女性比率 (37.5)	
		により地方 ばならない)
	ける登用		'俄俄女守	延総委員等数 (651) 延女性委員等数 (206) 女性比率 (31.6)	
地方	自治法	(第180条	の5)に基	は 調査時点コード 1 委員会等数 (9) うち女性委員を含む審議会等数 (8)
づく	委員会等	手における	登用状況	延総委員等数 (67) 延女性委員等数 (18) 女性比率 (26.9)	
F	目標値以	人外の目	標設定	女性委員のいない審議会の割合を平成22年度末までに解消する	
女	人材:	名簿作成	の有無	有 〇 (公表 〇 ・非公表) ・無 ・作成予定有	
性	人材:	名簿が有	る場合	掲載人数 417 人 (平成 20 年 3 月現在)	
登用				人材育成事業の実施の有無 有 ・ 無 〇	
方	そ	の	他	委員の公募 有 〇 ・無	
策	-			その他()

22.6

2 調査時点コード 平成21年4月1日 平成21年5月1日 その他:平成 年 日 1 3 月

7 女性公務員の採用・登用状況

	の休用・豆用仏派					=田本 n+ 上	_ 18 4		
1)管理職の	在職状况					調査時点			
		管理職総数			女性管理職の内訳				
		日生帆心双	うち女性管理職数	女性比率	部局長クラス	次長クラス	課長クラス		
		(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)		
		(A)	(B) = (C+D+E)	(B/A)	(C)	(D)	(E)		
本庁	計	141	6	4.3	0	2	4		
本门	うち一般行政職	132	5	3.8	0	1	4		
支庁·地方	計	230	10	4.3	0	4	6		
事務所	うち一般行政職	156	3	1.9	0	1	2		
再掲	警察本部	48	0	0.0	0	0	0		
1776)	教育委員会	24	1	4.2	0	1	0		

平成20年4月1日~21年3月31日 (2)女性公務員の採用状況 総 (人) うち女性数 女性比率 数 (人) (%) 上 70 15 21.4 うち 警察本部 54 8 14.8 55 84.6 中 級 65 うち 警察本部 0 0 級 62 14

14

(3)女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに〇をつけてください。

- 〇 1. 女性の採用目標の設定 具体的目標(県警本部:女性警察官が採用数に占める割合を20%に設定。
 - 2. 女性の管理職登用目標の設定 具体的目標(
 - 3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定

うち 警察本部

4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置

62

- 5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置
- 6. その他(内容: 県警本部:採用した女性の職域拡大に努めている。

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	愛媛県女性総合センター・ 複合施設 ・ 複合施設	ŧ O)
愛称•通称		
設置年月日	昭和 62 年 11 月 1 日	
	郵 便 番 号 791-8014	
	住 所 愛媛県松山市山越町450番地	
所在地等	電話番号 089-926-1633 FAX番号 089-926-1661	
	ホームページ http://home.netcrew.co.jp/~ehime-joseicenter/	
	1. 施設管理 直営(担当部局名:)
	〇 指定管理者(名称: 財団法人えひめ女性財団)
	その他()
管理·運営主体	2. 事業運営 直営(担当部局名:)
※1~3について、該 当するものに○をつ	〇 指定管理者(名称: 財団法人えひめ女性財団)
け、記入してください。	その他()
	3. その他 直営(担当部局名:)
	指定管理者(名称:)
	その他()
職員数	常勤	千円
 主な事業	*実施しているものに〇を付し、主な事項を記入してください。 〇 1. 広報啓発(主な事項: 講座開催、ホームページ)
エルサ木	○ 1.)
男女共同参画・	□○ 3. 相談事業(主な事項: 総合相談(一般相談、心理相談)、法律相談、DV相談)
女性に関する	○ 4. 情報収集・提供(主な事項: センター図書情報室で管理する新刊図書の購入)
[to]	〇 5. 苦情処理(主な事項: 県が実施する苦情処理機関の補助業務(受付、補足調査))
	6. 交流促進(主な事項:)
	7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:)
	8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:)
	○ 9. 調査研究(主な事項: 男女共同参画に関する世論調査の実施)
	10. その他(主な事項:)

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

ĺ	名 称	財団法	も 人え	ひめ3	女性則	团			基金•基	本財産額	1,000,000	千円
	設置年月日	平成	3	年	4	月	1	日	出資者		愛媛県	

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに〇をつけてください。

- 〇 1. 民間団体の組織化((2)へ)
 - 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
- 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
 - 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
 - 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
- 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
 - 7. チャレンジ支援ネットワーク
 - 8. その他 (主な事項:

(2)民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協	0	有	名称等:	男女共同参画社会づくり推進	: 但 足 仝 諡	加盟	显团位	本数	149
議会等の有無		無	口か寺.	カメ六回参画社会 ハッ症を	三木八 五磁	会	員	数	
地方公共団体からの 助成・委託事業実施		有							
の有無	0	無							
	0	1.	定例会議(情報	段交換会等)の開催					
活動内容		2.	機関誌の発行						
※実施しているものに		3.	広報啓発パン	フレット作成					
○をつけてください。	0	4.	その他(内容	県との共催で男女共同参画	社会づくり推進県民大会を開	催			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況 ※該当するものに〇をつけてください。

- 〇 1. 担当者連絡会議を開催
- 〇 2. 市町村職員研修会を開催
 - 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 - 6. 補助金等の交付 「 名 称 :

し 交付先

○ 7. その他(内容:市町職員を対象とした男女共同参画講座への講師派遣

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 - 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2)女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他(内容:

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	20年度予算 (千円)	21年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	70,140	68,161	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.012 %	0.0116 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費			

14 平成21年度実施予定事業 ※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。

実	施予定事業の内容 上言	己の事業内容を記入してください。欄が足りない場合には適宜均	曽やして記入してください。	
	名 称	事業内容 等	参加予定者数	時 期
	委員会·懇話会			
١.	男女共同参画会議	男女共同参画に関する施策及び重要事項の審議を行 う。	15名	8月・10月・3月
	DV防止対策推進会議	DVの防止に関する施策の提言、情報交換を行う。	10名	6月·2月
•	DV防止対策連絡会	各相談機関において連携が必要な事例の検討、情報交 換を行う。	26名	5月・1月
2	広報啓発			
	DV防止啓発資料作成事業	若年層向けデートDV防止啓発リーフレットやDV防止啓発シールの作成を行う。	リーフレット15,000部 シール20,000枚	
•	えひめ男女共同参画通信発行 事業	男女共同参画関連の施策やイベント情報等の最新情報 を提供する広報紙を発行し、市町や公民館、大学などへ 配付する。	発行部数4000部	年4回発行
-	男女共同参画広報啓発メール配 信事業	男女共同参画関連の様々な情報を希望する団体、個人 に定期的に電子メールで配信する。	配信希望登録者数 (目標) 500名	月1回程度配信
-	男女共同参画社会づくり推進県 民大会	毎年6月の「パートナー・ウイークえひめ」の期間中に、 県民の男女共同参画に対する意識啓発を行う県民大会 を実施する。	1,000名	6月
	講座	 県内各大学において、デートDV防止啓発講座、男女共	1 260 %	10月~12月
	開催事業	同参画講座を開催する。		10月~12月
	高校生のための男女共同参画 講座開催事業	県内高校において、有識者の講座に加え、意見交換の場を設けた参加型の「男女共同参画講座」を開催する。	1,950人	
•	女子高校生の理工系チャレンジ 支援事業	理工系分野に興味を持つ県内女子高校生を対象に、有 識者による講義や、県内大学や企業の研究室を訪問して女性研究者等と直接ふれあう機会を提供する。	50名	8月
4.	相談事業			
5.	情報収集・提供			
-	えひめ女性のチャレンジ支援サイト情報提供事業	女性の再チャレンジや、様々な分野におけるチャレンジ に役立つ情報を集約したポータルサイトの運営を行う。	情報提供機関61機関	毎月1回更新
-	愛媛県女性人材リスト作成事業	各分野で活躍している県内在住の女性を人材リストに 登録し、審議会等の女性委員の登用促進や各種研修 会の講師の人選に用いる。	登録目標者数 800名	隔年作成
١.	県審議会等委員公募実施事業	各部局の公募制導入審議会の公募委員募集を取りまとめ、チラシやHPを活用し広報する。		
	年次報告書の作成	年次報告書を作成し、配布する。	500部	
	苦情処理 男女共同参画推進委員(苦情処 理機関)の運営	県の施策に対する苦情処理、性別による差別的取扱い 等により人権が侵害された場合への対応を行う。	3名	年4回合同会議
7.	交流促進			
8.	企業・NPO法人との連携・働きかけ			
9.	国際交流・海外派遣事業			
10.	調査研究			
	その他 市町男女共同参画担当課長会 議開催事業	各市町の男女共同参画担当課長等が参加する会議において、男女共同参画に関する基礎講義や国や県の施策についての説明を行う。	50名	6月
		男女共同参画計画未策定の市町が、計画策定に向けた検討を行う場合等に、有識者や県職員をアドバイザーとして派遣する。	7市町	
	男女共同参画ヤングリーダー地 域ミーティング開催事業	地域で活躍する若い世代の男女が参集し、地域における男女共同参画社会づくりについて検証し実践していく ミーティングを開催する。	120名	

ちよりョウ	五位日

以下のデータの調査時点をお答えくだ	さい。(該当	する時点に	〇をつけ、その他の場合は調査年月日					
平成21年4月1日現在	0		平成21年5月1日現在			その他:平成 年 月	日現在	

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知 ※該当す	る方にOをつけ	事 てください	女性	〇 男性	任期:平成	19	年 1	月	28	日	~	23	年	1	月	27	日
副	知	事		1	名 (女性	-	0 名、	男			名)						

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

* 平月	页21	年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、21年3月に内閣府が把握したもの				
		審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていない ものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
		都道府県防災会議	42	0	0.0	
	2	国土利用計画地方審議会	16	7	43.8	
	3	土地利用審査会	7	3	42.9	
	4	都道府県交通安全対策会議	21	1	4.8	
×	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※ 6の審議会と統合している場合は6に人数を記入し、この欄は空欄とする。 併せて備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	16	6	37.5	
	7	精神医療審査会	10	4	40.0	
:	8	都道府県生活衛生適正化審議会				
	9	都道府県医療審議会	20	7	35.0	
	10	准看護師試験委員	15	8	53.3	
	11	麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
		地方社会福祉審議会	30	12	40.0	
+		地方障害者施策推進協議会	15	6	40.0	
+		国民健康保険審査会	9	5	55.6	
		都道府県農業共済保険審査会		Ť	00.0	
+		都道府県森林審議会	12	5	41.7	
+		都道府県建設工事紛争審査会	6	2	33.3	
+		建築審査会	7	3	42.9	
-		都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
-		都道府県都市計画審議会	17	2	11.8	
-			7	3	42.9	
-		開発審査会				
-		私立学校審議会	12	5	41.7	
		石油コンビナート等防災本部	42	0	0.0	
١		公害健康被害認定審査会				
(20	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
۲		都道府県児童福祉審議会				
		地方港湾審議会	20	7	35.0	
:	28	土地区画整理審議会				
	29	教科用図書選定審議会	15	6	40.0	
	30	スポーツ振興審議会	14	6	42.9	
	31	介護保険審査会	18	6	33.3	
	32	道府県固定資産評価審議会	12	4	33.3	
	33	感染症審査協議会	34	9	26.5	
T	34	警察署協議会	148	68	45.9	
\dagger		土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
T		住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	3	60.0	
+		国民保護協議会	38	1	2.6	
:		地方独立行政法人評価委員会		1		
$^{+}$		市街地再開発審査会				
:		都道府県職員委員会		+		
+		市町村合併推進審議会	8	3	37.5	
+		自然再生協議会	0	3	37.0	
+			5	+	40.0	
-		公益法人等認定審議会		2	40.0	
_		後期高齢者医療審査会	9	4	44.4 25.0	
	45	留置施設視察委員会	4	1		
		合 計	651	206	31.6	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

<u> </u>	日治法(第160条の5)に基プ(安員去寺の安員数				
	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
Ę	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	15	2	13.3	
9	内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
	合 計	67	18	26.9	